

意見検討結果一覧表

（案名： 県立自然公園条例の一部改正についての意見募集 ）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	<p>HP上の添付ファイルが、 意見募集（Word 37.0KB） 県立自然公園条例の一部改正案について（Word 19.9KB） （参考）意見提出様式（Word 29.0KB） となっておりますが、具体的にどのように改正されるのか、新旧対応表をお示しいただきたかった。</p>	<p>当課では、パブリックコメントにおいて改正の概要をお示し、提出された意見を踏まえ、改正内容や具体的な条文について検討することとしております。 したがって、パブリックコメントの募集時点では改正後の条文がまだ確定していなかったことから、新旧対照表については掲載しませんでした。</p>	F（その他）
2	<p>概要ではわからなかったのですが、県は、自然公園の保護とその適正な利用の推進及び自然公園の利用増進のため、自然公園に関する情報提供及び普及啓発を、関係団体と連携して行うよう努める、といった自然公園の利用増進に関わる趣旨の規定も追記いただきたいです。</p>	<p>いただいた御意見については、条例改正に係る検討時の参考とさせていただきます。</p>	D（参考）
3	<p>県立自然公園において、例えば中国資本および中国資本がコントロールする国内の事業者がリゾート開発を行う場合、「公園利用者の多様なニーズ」の内容をどのように解釈しているか。日本人の発想と根本的に異なる面が存在する事を十分に理解しておく必要がある。現在、岩手県は大連の業者に岩手県の産品を積極的にアピールしているが、南部鉄器ひとつとっても「中国のプーアル茶のための器」として解釈され、岩手の価値は一切考慮されていない。同様に、岩手の自然の価値は「中国人には一切理解されない」可能性が存在する事をあらかじめ理解した上で、「公園利用者の多様なニーズ」に応える必要が存在する。</p>	<p>今回、新たに創設を予定している自然体験活動促進計画制度ですが、市町村やガイド事業者等からなる協議会が、県立自然公園が有する自然資源の特性や公園の利用者の多様なニーズを踏まえたうえで、自然体験活動の開発、提供の促進を目的とするものです。 同協議会が計画に基づき、事業を進める場合は、適宜、利用者のニーズを把握した上で、対応する必要があると認識しています。 いただいたご意見は、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D（参考）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。